♦告示

移入禁止区域の指定 次

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県告示第二百十号

豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を 規則第四十五号)第一条の規定により豚、その死体又は 豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥収県

指示を受け、と場に直行する場合はこの限りでない。 ただし、船車に登載のおま通過し、 又は家畜防疫員の

禁止する区域として島根県を指定する。

昭和三十七年四月十七日

保安林指定の解除予定移入禁止区域の指定解除

鳥取県知事 石 破

朗

鳥取県告示第二百十一号

可鳥取火災復興土地区画整理事業計画の変更認建設業者の登録

一部改正
旧和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の

禁止する区域として奈良県を指定する。 豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を 規則第四十五号)第一条の規定により豚、 豚コレラ予防に関する規則 (昭和二十六年七月鳥取県 その死体又は

◇公安 告示

聴聞会の開催

一部改正

Ø

告

示

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石

破 朗 鳥取県告示第二百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六

次の森林について保安林の指定を解除

申請者住所氏名

郡家町長

申

者

鳥取市長

解除の理由

精神薄弱児収容施設敷地とするた

W

する。

昭和三十七年四月十七日

条の規定により、

鳥取県告示第二百十二号

の保安林

水源かん

品の移入禁止区域のうち愛知県の指定は、 四月一日限り解除する。 の死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物 昭和三十七年二月鳥取県告示第九十二号による豚、 昭和三十七年 7

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破

剆

鳥取県告示第二百十三号

から、 十条の規定により告示する。 次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三

鳥取県知事 石 破

ラ九、 一〇二〇、字内札谷一二三九ノ四、一二四〇ノ 所在

> 申請者住所氏名 解除の理由 指定の目的 鳥取県告示第二百十四号 課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は省略し、その図面を鳥収県農林部林務 道路敷地とするため 鳥取県知事

から、 十条の規定により告示する 次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三

旧和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 朗

四八六ノ一五所在の保安林 _ 八頭郡郡家町大字下峯寺字元結谷四八六ノ九、 四八六ノーー、四八六ノーニ、 四八六ノ一三つ 四八六

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の 理 曲 指定理由の消滅

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖一〇一九ノニ、 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。 昭和三十七年四月十七日

鳥取県告示第二百十六号

課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

(「次の図」は省略し、

その図面を鳥取県農林部林務

録した。 り、総合工事業者として次のとおり建設業者登録簿に登 よる登録の申請に基づき、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第六条の規定に 同法第八条第一項の規定によ

鳥取県公報

鳥取市湖山字大寺屋北方二八四〇ノ四

鳥取県知事

石

破

朗

部分に限る。

)、二八四一、二八六七、

二八六八所在の

(次の図に示す

火曜日

指定の目的・

潮害の防備

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事

石

破

_

朗

日野郡江府町江 主たる営業所の所在地 尾

今井

智道

土木一 摘

汽工專

申請者氏名

東伯郡羽合町大字橋津

(株)

11

大栄町亀谷

山枡 善好

組

有

河

金

昭和37年4月17日

第六三〇号

第

七七号

ク三七、

 $\stackrel{=}{\prec}$

Ŧī.

栄建設興業

(と)第六三三号鳥収県知事登録

昭昭三七、

三四

三七 日

有

4

井

称 組

登

録

番

登

録 年

月

河金

敬儀

1

1

第六一

一号

ク三七、

第六一

八号

/三七

 Ξ

 \mathbb{H}

建

行

前

田

組

大山町中高

第六二四号

ク三七、

__

玉

府

建

第一

四

号

ク三七、

=

=

気高

建

設

(株)

第六一

九号

 Ξ

有)

Ш

Ш

組

八頭郡郡家町市場

蓮

(注) 登録年月日のうち、

第六〇六号

クラスパ ク三七、

気高郡鹿野 町大字河内

野藤

実

小山 新蔵

1

前田要次郎

11

山崎 前田 憲章 徳義 1

君雄 土 建土木 築木 式 式式 工工工 事事

蓮仏

仏 組 鳥取市大工町頭

左が営業登録、右が総合工事登録年月日である。

鳥取県告示第二百十七号

第五十五条第六項の規定により次のように告示する。 土地区画整理事業の事業計画変更を認可したので、同法 十五条第八項の規定により、 土地区画整理法 昭和三十七年四月十七日 (昭和二十九年法律第百十九号) 第五 鳥収都市計画鳥取火災復興 朗

石 破

鳥取県知事

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区両 土地区価整理事業の名称

整理

事務所の所在地

四 Ξ 鳥取市尚徳町百十六番地鳥取市役所内 設計書の認可年月日 土地区画整理事業の変更名称 昭和二十七年五月二十八日

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理

変更認可の年月日 昭和三十七年四月十 1年 業

Ŧī.

鳥取県告示第二百十八号

健所及び衛生研究所使用料、手数料の額について)の一 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号 '(鳥取県保

部を次のように改正し、 昭和三十七年四月十日から適用

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石

朗

る規則をここに公布する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県人事委員会委員長

青

戸耳

辰

4:

職務の等級の分類の基準に関する規則

0

部を改正す

人事委員会規則

二の2の分中

鳥取県公報

「赤血球沈降速度測定 三十円 採取料を含む」及び

「喀痰顕徴鏡的検査 二十円

喀痰培養検査 六十五円 /」を削る

火曜日

二十二円 二の3のM中「〃 同右」を「ク 1 穴なし三十五ミリメ 1 穴なし 三十五ミリメー

五十円 六ッ切型 トルニ十三円 同右 二百五十円 但し、事業事務所を除く」を「写真診断 同右」に、 妊産婦、乳幼児」に改める。 「写真診断六ツ切型 三百

昭和37年4月17日

二の三の次に4として次のように加える。 精密検査料

鳥取県人事委員会規則第十九号

職務の等級の分類の基準に関する規則

一部を改正する規則

三月鳥取県人事委員会規則第八号) 改正する。 職務の等級の分類の基準に関する規則 の一部を次のように (昭和三十六年

第三条を次のように改める

(等級分類の基準の特例)

第三条 職員のうち、 次の各号 0) に該当し降任された

金

結核予防法による対象者 但し、 事業事務所を除く

精密検査

三百五十九円

種

昭和37年4月17日

(第3種郵便物) 認 可)

火曜日 鳥取県公報

第3317号

3 料月額とすることができる 場合に適用日において受けることとなる号給又は給 る昇格、昇給等に関する規定を適用したものとした ていた号給又は給料月額について初任給規則に定め の号給又は給料月額は、降任された日の前日に受け 定める昇格、 した場合にその日に決定される職務の等級とし、 前項の規定に該当する職員のうち、 昇給等に関する規定を適用したもの 改正後の第三

対しては、その日を同条同項に規定する日とみなし 条第二項に規定する日が適用日以前の日となる者に て同条同項の規定を適用するものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号 道路交通法(昭和三十五年法律百五号) 第百四条の

規

定により、次のとおり聴聞会を開催する

昭和三十七年四月十七日 鳥取県公安委員会委員長

堀 妄 成 文

(7)

鳥取市伏野一七五七

当該降任直前の職務の等級とすることができる。 者の降任後の職務の等級は、 前条の規定にかかわら ず

は休職を命ぜられた場合 養を必要とし、 心身の故障のため、勤務時間の短縮又は長期 職務に専念する義務を免除され 0 叉 休

められる場合 職務の遂行に支障があり、 前号に該当する場合のほか、 又はこれに堪えないと認 心身の故障のため

職又は過員を生じた場合 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃

四 刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場 合

2 第一号又は同項第二号の規定に該当する場合は心身の と認めた日から、 者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したもの 故障が公務に基因するものである場合を除き、任命権 降任された日から、 前項の規定の適用については、 同項第三号の規定に該当する場合は 同項第四号の規定に該当する場合 降任の理由が、 同項

昭和37年4月17日

は復職の

からそれぞれ二年をこえてはならない

3 用するものとする。 の降任直前の職務の等級とみなして前二項の規定を適 格とみなされる異動後の給料表の職務の等級をその者 前の職の属する職務の等級をいう。 務の等級 された期間中において給料表の適用を異にして異動し た場合に 第一項各号の規定に該当し降任された職員が、 (別表第 おいては、 一から別表第八までにおいて降任直 別表第九において、降任直前の職 以下同じ。)と同 降任

四月一日から適用する。 この規則は、 公布の日から施行し、 昭和三十七年

する従前の規定に該当し現に降任されている職員の 基準に関する規則 適用日における職務の等級は、降任された日の前日 において、改正後の第三条第一項各号の規定に相当 員会規則十号。 において第二条及び職員の初任給、昇格、昇給等の 昭和三十七年四月一日 以下 (昭和三十二年十月鳥取県人事委 初初 任給規則」とい (以下「適用日」という。 う。 17

鳥取地区

2

昭和三十七年五月二日 聴聞の期日及び場所 鳥取市吉方 鳥取警察署 午後 時

カン

・聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一二

(1)

動車運転者 \pm 申

菊

雄

気髙郡気高町勝見六八二の 自動車運転者 Щ 九、

尾

輝

男

(2)

鳥取市江津六一〇 自動車運転者

魚

临

保

幸:

(3)

鳥取

市田島五五

(4)

自動車運転者

市細見八六

(5)

鳥収

申

村

鶴

蔵

市藪片原二丁目 20

自動車運転者

谷

划

圓

(6)

鳥取

目動車運転者

村 富

男

		昭和37年4月17日					火曜日		鳥	鳥 取		県 公		報	第3317号		
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行 日火、 4	自動車運転者 村田 ソ 彦	(1) 米子市蚊屋二七六の三	2 聴聞当事者の住所及び氏名	米子市万能町 米子警察署	昭和三十七年五月十六日 午後一時から	1 聴聞の期日及び場所	三 米子地区	自動車運転者 岡部 丸二	(3) 八頭郡佐治村加瀬木一二四一	自動車運転者 威 本 清	五四の二	自動車運転者 西川 是仁	(1) 八頭郡八東町日下部一六二	2 聴聞当事者の住所及び氏名	八頭郡郡家町 郡家警察署	昭和三十七年五月九日 午後一時から	1 聴聞の期日及び場所
金																	
								(7	()		(6)		(5)		(4)		(3)
印刷 下鳥 取県鳥取市栗 発行者 鳥取県鳥取市東町		•		٠			自動車運転者	1 日	予必毒口丁污瓦入〇二	自動車運伝者 宮	東伯郡東伯町浦安二二二〇の	自動車運転者 田	西伯郡大山町国信三一三	自動車運転者 網	米子市角盤町二丁目	自動車運転者門	米子市夜見町五七九
取市東町							矢	:	Ž	Į.	の 一	H		谷		脇	
栗ーリ																	

一所 県

宮 平

矢 貴

政 雄

網 \equiv 郎 夫 自動車運転者 門 脇 īΕ 春

米子市夜見町五七九 自動車運転者

松 永 輝 雄

米子市道笑町二丁目二二

自動車運転者

榎 本 貫 爾

(2)

郡家地区

8